

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休息日
がとる
日の翌
当たりの
日)

目 次

◆選管告示

鳥取海区漁業調整委員会一般選挙の実施

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長等の選任

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所等

◆鳥取海区漁調

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において候補者から届出の

委員一般選挙

あった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのごくじを行う

選挙長告示

場所等

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職

選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会委員の任期満了による一般選挙を平成八年八月一日に行うので、漁業法第九十四条第一項において準用する公職選挙法第三十三条第五項の規定により告示する。
なお、選挙すべき委員の数は、九人である。

平成八年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

平成八年八月一日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長及びその職務代理者を漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十四条第一項において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条において準用する公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、漁業法施行令第九条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

- 一 選 挙 長 鳥取市賀露町一七五七―三〇二 船 本 幸 作
- 二 選挙長の職務代理者 岩美郡岩美町大字大谷二八二―一九七 生 越 日 出 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

平成八年八月一日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙長は、鳥

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

平成八年八月一日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙における選挙会の場所および日時は、次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 投票を行うこととなったとき

- 1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
 - 2 日時 平成八年八月五日 午後一時
- 二 投票を行わないこととなったとき
- 1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
 - 2 日時 平成八年八月一日 午後一時三〇分

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第一号

平成八年八月一日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において、候補者から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 船 本 幸 作

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 二 日時 平成八年七月二十九日 午後五時十分